

平成24年第2回定例会（9月議会）

建設部 提出資料

建設委員会

【予算・議案関係】

○ 建設政策課	9月補正予算案の概要について（建設部）	1
○ 都市計画課	9月補正予算案の概要について（都市計画課）	2
○ 都市計画課	秋田県都市公園の設置に関する基準等を 定める条例案について	3
○ 都市計画課	街路事業に係る訴訟の和解について	6
○ 下水道課	下水道法施行条例案について	7
○ 道路課	9月補正予算案の概要について（道路課）	10
○ 道路課	秋田県県道の構造の技術的基準等を定める 条例案について	11
○ 河川砂防課	9月補正予算案の概要について（河川砂防課）	15
○ 港湾空港課	9月補正予算案の概要について（港湾空港課）	16
○ 建築住宅課	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について	17
○ 建築住宅課	秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を 定める条例案について	20

9月補正予算案の概要について

平成24年9月14日
建設部

1 一般会計 2,466,131千円（給与費の減額を含む）

(1) 経済・雇用対策 2,467,733千円

事業名	事業費	事業内容
県単公園事業	25,773	小泉瀉公園（園路舗装）等
県単道路改築事業	362,000	国道341号（富田工区）等
県単道路補修事業	1,357,000	御所野安田線（前郷跨線橋工区）等
県単河川改良事業	539,000	三種川（特殊堤）等
県単河川等環境維持修繕事業	76,000	七滝川（河道掘削工）等
県単砂防事業	104,000	浦志内川（護岸工）等
県単港湾整備事業	3,960	秋田港（侵入防止柵改修）等

(2) 新規事業 16,850千円

事業名	事業費	事業内容
秋田空港周辺景観形成事業	2,047	秋田空港周辺の良好な景観形成のため、調査・設計を行う
空港環境整備対策事業	14,803	熊侵入対策として、空港周辺の伐木等を行う

(3) その他 13,500千円

2 特別会計 13,500千円

港湾整備事業特別会計

事業名	事業費	事業内容
港湾施設補修費	13,500	男鹿マリーナ（施設補修）

3 債務負担行為 37,639千円

雇用対策基金事業として、平成25年度も継続して雇用する予定があるものについて、限度額を設定する。

9月補正予算案の概要について

平成24年9月14日
都市計画課

1 秋田空港周辺景観形成事業について（新規）

（1） 目的

来年度以降、デスティネーションキャンペーンや国民文化祭などの全国的な行事が本県で行われ、県外から多くの人々が秋田に訪問する機会が増えると見込まれる。

このため、空の玄関口である秋田空港周辺の景観整備を行い、秋田県のイメージアップの一端を担う。

（2） 事業内容

秋田空港周辺の良好な景観形成のため、関係機関等のコンセンサスを得つつ、その基本コンセプトを定め、具体の整備手法などの調査・設計を行う。

（3） 予算額

2, 047千円

2 県単公園事業について

（1） 目的

県立都市公園の利用者の安全・安心確保、利用の不便を解消する為に緊急対応が必要な施設の改築・更新を実施する。

（2） 事業内容

【小泉瀉公園】

- ・フィールドアスレチック園路舗装

【北欧の杜公園】

- ・車両進入防止柵設置
- ・散策路間伐
- ・第2パークゴルフ場散水設備設置

（3） 予算額

25, 773千円

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例案について

平成24年9月14日
都市計画課

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正に伴い都市公園の設置に関する基準等を定める等の必要がある。

2 内容

- (1) 県が都市公園を設置する場合における県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準並びに都市公園の配置及び規模の基準について定めることとする。（第2条～第4条関係）
- (2) 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準及びその特例について定めることとする。（第5条及び第6条関係）
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定めることとする。ただし、災害等により一時的に使用するために特定公園施設を設置するときは、当該基準によらないことができることとする。（第7条関係）

なお、政省令で示された基準と条例規定事項等の対応状況は、別添参考資料のとおりであり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により条例で定めることとされている「特定公園施設に関する基準」については、省令と同様の基準を県規則で定める予定である。

3 パブリックコメントの結果

県民に義務を課し、又は権利を制限する条例ではないため、実施していない。

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。

○都市公園法

(都市公園の設置基準)

第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するよう行うものとする。

2・3 略

(公園施設の設置基準)

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3～5 略

秋田県都市公園の設置に関する基準等を定める条例案

【国基準】				
●都市公園法施行令(都市公園法3条①) <改正政令公布日:H23. 11. 28> ●都市公園法4条に定める数値を直接参酌 ●移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律13条①) <改正政令公布日:H24. 3. 1>				
条(見出し)	従標参	条(見出し)	規則委任	独自基準の有無
	—	1条(趣旨)		
1条(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)	—	2条(都市公園の設置に関する基準)		
1条の2(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)	参酌	3条(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)		
2条(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)	参酌	4条(広域の利用に係る都市公園の配置及び規模の基準)		
法4条(公園施設の設置基準)・・・公園施設の建築面積の基準<都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2を参酌して条例で定める割合を超えてはならない>	参酌	5条(公園施設の建築面積の基準)		
6条(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)・・・都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合	参酌	6条(公園施設の建築面積の基準の特例)		
【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律】				
1条(趣旨)	参酌	7条(特定公園施設の設置に関する基準)	全部	
2条(一時使用目的の特定公園施設)	参酌			
3条(園路及び広場)	参酌			
4条(屋根付広場)	参酌			
5条(休憩所及び管理事務所)	参酌			
6条(野外劇場及び野外音楽堂)	参酌			
7条(駐車場)	参酌			
8条(便所)	参酌			
9条	参酌			
10条	参酌			
11条(水飲場及び手洗場)	参酌			
12条(掲示板及び標識)	参酌			
13条	参酌			

街路事業に係る訴訟の和解について

平成24年9月14日
都市計画課

1 事件の概要

- ① **事件名** 専用通行権存在確認等請求事件（秋田地裁 H22年(ワ)第251号）
- ② **当事者** 原告：小林孝哉 被告：秋田県
- ③ **請求主旨**
県による街路事業の施行（S52）に伴い、原告宅地が公道に接しない土地となったが、通路となっている県有地を原告専用とすることを条件に、県との間で移転を合意したとし、その専用通行権の確認と慰謝料（2,000千円）を請求
- ④ **現状**
県有地は、事実上、原告とその隣人である利害関係人Aの2世帯で利用。袋地である原告宅地は建築基準法の接道義務をクリアできず増改築（建築確認）が不可の状態

2 和解に至る経緯

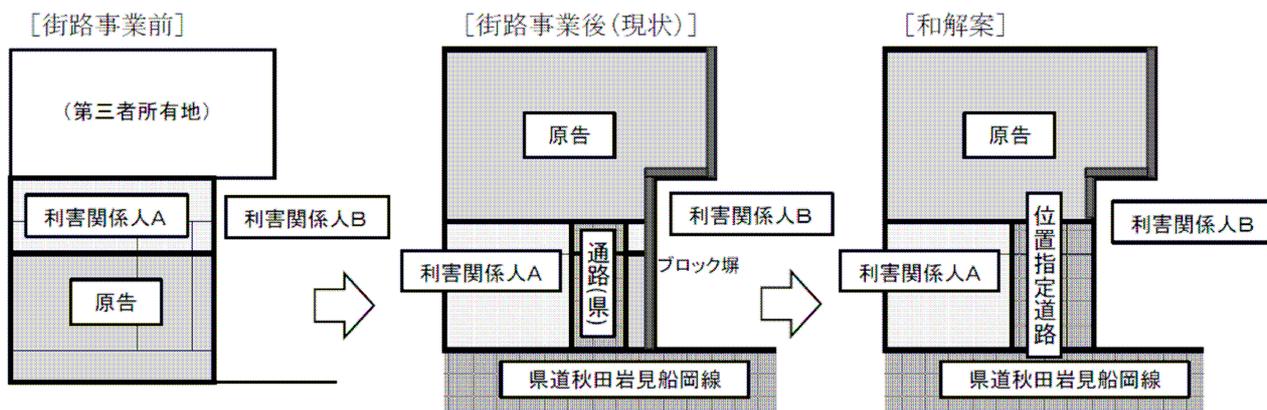
- ・平成23年4月に、裁判官から、4つの土地（県有地2筆とそれに接する細長い民地2筆）を位置指定道路とする（県が建築基準法上の道路を整備することで原告の建築確認を可能とする）和解案が提示され、同年6月には、原告、県、利害関係人Aとの間で、当該和解案で今後話し合いを進めていくこととした。
- ・平成24年7月には、上記3者に加え、位置指定道路予定地の隣接地を所有する利害関係人Bを加えた4者で、具体的な和解案を確認した。

3 和解案の内容

- ① 原告及び利害関係人Aは、県有地に隣接する土地を、位置指定道路用地として、県に無償譲渡する。
- ② 原告は、県有地に隣接する土地に存在するブロック塀の所有権を放棄し、県はこれを撤去する。
- ③ 県は、県有地と原告及び利害関係人Aから無償譲渡された土地（計4筆）の上に、県の費用で、建築基準法上の位置指定道路を整備する。
- ④ 原告は、本件請求を放棄し、訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

4 今後のスケジュール

- ・和解議案議決後、公判で最終合意。その後、秋田市へ道路位置指定を申請
- ・秋田市からの基準適合通知後、工事施工（※経費は既存の予算で対応）



下水道法施行条例案について

平成24年9月14日

下水道課

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正に伴い、下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について定める必要がある。

2 内容

政令で定める基準を参酌して、次のとおり定めることとする。

- (1) 下水道法第7条第2項の規定に基づき、公共下水道又は流域下水道の排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準を定めることとする。（条例第2条から第6条関係）
- (2) 下水道法第21条第2項の規定に基づき、終末処理場の維持管理を行う場合に講ずべき措置について定めることとする。（条例第7条関係）

現在まで、下水道法の規定により建設及び管理を行う上で支障がないことから、本条例においても政令で定める基準と同様の内容により定めることとする。

なお、政省令で示された基準と条例規定事項等の対応状況は別添参考資料のとおりであり、「下水道法」により条例で定めることとされている構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理については、省令と同様の基準を告示する予定である。

3 パブリックコメントの実施結果

県民に義務を課し、又は権利を制限する条例ではないため、実施していない。

4 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。
- (2) 秋田県十和田湖公共下水道条例（平成3年秋田県条例第14号）について所要の規定の整理を行うこととする。

○下水道法

(構造の基準)

第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(放流水の水質検査等)

第21条 (略)

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

(準用規定)

第25条の10 第7条、第8条、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条まで及び第25条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。（以下、略）

下水道法施行条例案

【国基準】
 下水道法施行令(下水道法7条②、21条②(25条の10において準用する場合も含む))
 <改正政令公布日:H23. 11. 28>

条(見出し)	従標参	条(見出し)	告示	独自基準
	—	1条(趣旨)		
5条の7(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)	—	2条(公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準)		
参酌して条例により定める基準の範囲	—	参酌して条例により定める基準の範囲		
5条の8(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)	参酌	3条(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)		
堅固で耐久力を有する構造	参酌	堅固で耐久力を有する構造		
漏水及び地下水の浸入を最少限度とする措置	参酌	漏水及び地下水の浸入を最少限度とする措置		
雨水排除すべきものは地下浸透機能を有する構造	—	県に管理する施設がないため不要		
屋外施設の下水の飛散防止及び人の立入制限措置	参酌	屋外施設の下水の飛散防止及び人の立入制限措置		
腐食を防止する措置	参酌	腐食を防止する措置		
地震により下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置	参酌	地震により下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置	一部	
5条の9(排水施設の構造の基準)	参酌	4条(排水施設の構造の技術上の基準)		
排水管の内径及び排水渠の断面積寸法	参酌	排水管の内径及び排水渠の断面積寸法	一部	
流下する下水の水勢を緩和する措置	参酌	流下する下水の水勢を緩和する措置		
暗渠で気圧の急激な変動を緩和する措置	参酌	暗渠で気圧の急激な変動を緩和する措置		
流路の方向又は勾配の著しい変化箇所にマンホール設置	参酌	流路の方向又は勾配の著しい変化箇所にマンホール設置		
ます又はマンホールには密閉できる蓋設置	参酌	ます又はマンホールには密閉できる蓋設置		
雨水流域下水道は排除する雨水流量を適切に調節できる構造	—	県に管理する施設がないため不要		
5条の10(処理施設の構造の基準)	参酌	5条(処理施設の構造の技術上の基準)		
臭気の発散を防止する措置	参酌	臭気の発散を防止する措置		
汚泥処理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じない設備設置その他の措置	参酌	汚泥処理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じない設備設置その他の措置	一部	
5条の6(適用除外) 5条の11(適用除外)において準用	参酌	6条(適用除外)		
仮設又は応急措置とする場合の適用除外	参酌	仮設又は応急措置とする場合の適用除外		
13条(終末処理場の維持管理)	参酌	7条(終末処理場の維持管理)		
活性汚泥による処理方法の必要な措置	参酌	活性汚泥による処理方法の必要な措置		
沈砂池及び沈殿池の速やかな砂、汚泥等の除去	参酌	沈砂池及び沈殿池の速やかな砂、汚泥等の除去		
急速濾過法による場合の必要な措置	—	県が管理する施設に該当しないため不要		
施設の機能維持のために必要な措置	参酌	施設の機能維持のために必要な措置		
臭気発散防止及び構内の清潔保持	参酌	臭気発散防止及び構内の清潔保持		
汚泥処理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置	参酌	汚泥処理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置	一部	

9月補正予算案の概要について

平成24年9月14日
道 路 課

1. 予算概要

- 1) 老朽化した橋梁等道路施設の補修・補強や法面对策など、緊急性の高い箇所の整備
- 2) 道路の安全・安心確保のため、現道拡幅や交差点改良等の道路改良事業の実施

2. 予算内訳

(金額単位：千円)

事業名	事業費	事業概要	事業箇所及び箇所数
県単道路補修事業	1,357,000	橋梁補修、法面对策、舗装補修、側溝整備、防護柵等	(一)御所野安田線横手市前郷跨線橋工区 外43箇所
県単道路改築事業	362,000	道路改良、現道拡幅、歩道整備等	国道341号由利本荘市富田工区 外10箇所

3. 主な事業内容



○橋梁補修[御所野安田線横手市前郷跨線橋工区]
(防護柵の交換)



○法面对策[国道101号男鹿市生鼻崎工区]
(擁壁設置による道路保全)



○側溝整備[国道104号鹿角市大清水工区]
(未整備箇所への側溝設置)



○道路改良[国道341号由利本荘市富田工区]
(現道拡幅による幅員確保)

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例案について

平成24年9月14日
道 路 課

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準等を定める等の必要がある。

2 内容

- (1) 道路を新設し、又は改築する場合における車道、副道、路肩、歩道等の構造の一般的技術的基準を定めることとする。（第3条～第44条関係）
- (2) 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法は、規則で定めることとする。（第45条関係）
- (3) 自動車専用道路と道路等とを立体交差とすることを要しない場合を次のとおり定めることとする。（第46条関係）
 - ①交差が一時的である場合
 - ②立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合
- (4) 特定道路(※)の新設又は改築に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、歩道その他の事項について規則で定めることとする。（第47条関係）

※ 「特定道路」とは、高齢者、障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、利便性及び安全性を向上させることが特に必要な道路であり、歩道の幅員、勾配等において、より配慮された構造とすることが義務づけられている。

なお、法令で定められた基準と条例規定事項等の対応状況は別添参考資料のとおりであり、「道路法」により条例で定めることとされている「道路標識の寸法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により条例で定めることとされている「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」等については、省令と同様の基準を県規則で定める予定である。

3 パブリックコメントの結果

県民に義務を課し、又は権利を制限する条例ではないため、実施していない。

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。

[根拠法]

○道路法

(道路の構造の基準)

第30条

1～2 略

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(道路標識等の設置)

第45条

1～2 略

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(道路等との交差の方式)

第48条の3 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあっては、政令）で定める場合においては、この限りでない。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(道路管理者の基準適合義務等)

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3～5 (略)

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例案

【国基準】				
●道路構造令(道路法30条③) <改正政令公布日:H23. 12. 26> ●道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(道路法45条③) <改正政令公布日:H24. 2. 27> ●道路法48条の3からの直接の条例委任 ●移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律10条①) <改正政令公布日:H24. 3. 1>				
条(見出し)	従標参	条(見出し)	規則委任	独自基準
【道路構造令】				
1条(この政令の趣旨)	—	1条(趣旨)		
2条(用語の定義)	—	2条(定義等)		
3条(道路の区分)	—	2条(定義等)		
3条の2(高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準)	—	高速自動車国道及び国道に関する規定であり不要		
4条(設計車両)	—	参酌すべき基準ではないため不要		
5条(車線等)	参酌	4条(車線等)	一部	
6条(車線の分離等)	参酌	5条(車線の分離等)		
7条(副道)	参酌	6条(副道)		
8条(路肩)	参酌	7条(路肩)		
9条(停車帯)	参酌	8条(停車帯)		
9条の2(軌道敷)	参酌	県道に軌道が存在しないため不要		
10条(自転車道)	参酌	9条(自転車道)		
10条の2(自転車歩行者道)	参酌	10条(自転車歩行者道)		
11条(歩道)	参酌	11条(歩道)		
11条の2(歩行者の滞留の用に供する部分)	参酌	12条(歩行者の滞留の用に供する部分)		
11条の3(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)	参酌	13条(中央帯等の幅員)		
11条の4(植樹帯)	参酌	14条(植樹帯)		
12条(建築限界)	—	参酌すべき基準ではないため不要		
13条(設計速度)	参酌	15条(設計速度)		
14条(車道の屈曲部)	参酌	16条(車道の屈曲部)		
15条(曲線半径)	参酌	17条(曲線半径)		
16条(曲線部の片勾配)	参酌	18条(曲線部の片勾配)		
17条(曲線部の車線等の拡幅)	参酌	19条(曲線部の車線等の拡幅)		
18条(緩和区間)	参酌	20条(緩和区間)		
19条(視距等)	参酌	21条(視距等)		
20条(縦断勾配)	参酌	22条(縦断勾配)		
21条(登坂車線)	参酌	23条(登坂車線)		
22条(縦断曲線)	参酌	24条(縦断曲線)		
23条(舗装)	参酌	25条(舗装)	一部	
24条(横断勾配)	参酌	26条(横断勾配)		
25条(合成勾配)	参酌	27条(合成勾配)		
26条(排水施設)	参酌	28条(排水施設)		
27条(平面交差又は接続)	参酌	29条(平面交差又は接続)		
28条(立体交差)	参酌	30条(立体交差)		
29条(鉄道等との平面交差)	参酌	31条(鉄道との平面交差)		
30条(待避所)	参酌	32条(待避所)		
31条(交通安全施設)	参酌	33条(交通安全施設)	一部	
31条の2(凸部、狭窄部等)	参酌	34条(凸部、狭窄部等)		
31条の3(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)	参酌	35条(乗合自動車の停留所に設ける交通島)		
32条(自動車駐車場等)	参酌	36条(自動車駐車場等)		
33条(防雪施設その他の防護施設)	参酌	37条(防雪施設その他の防護施設)	一部	
34条(トンネル)	参酌	38条(トンネル)		
35条(橋、高架の道路等)	参酌	39条(橋、高架の道路等)	一部	
36条(附帯工事等の特例)	参酌	40条(附帯工事等の特例)		
37条(区分が変更される道路の特例)	参酌	41条(区分が変更される道路の特例)		
38条(小区間改築の場合の特例)	参酌	42条(小区間改築の場合の特例)		
39条(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)	参酌	43条(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)		
40条(歩行者専用道路)	参酌	44条(歩行者専用道路)		
41条(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準)	—	県道等における適用条項を指定した条項であり不要		
【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令】				
第1条(分類)	—	参酌すべき基準ではないため不要		
第2条(種類等)	—	参酌すべき基準ではないため不要		

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例案

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例案				
【国基準】				
●道路構造令(道路法30条③) <改正政令公布日:H23. 12. 26>				
●道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(道路法45条③) <改正政令公布日:H24. 2. 27>				
●道路法48条の3からの直接の条例委任				
●移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律10条①) <改正政令公布日:H24. 3. 1>				
条(見出し)	従標参	条(見出し)	規則委任	独自基準
第3条(様式)	参酌	45条(章名 道路標識の寸法) →規則委任規定	全部	
第3条の2(条例で寸法を定める道路標識)	-	条例で寸法を定める道路標識を指定した規定であり不要		
(道路等との交差の方式) 第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設(以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。)と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例(国道にあつては、政令)で定める場合においては、この限りでない。	-	46条(章名 自動車専用道路を立体交差とすることを要しない場合)		
【移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準】				
1条(趣旨) 2条(用語の定義) 3条(歩道) 4条(有効幅員) 5条(舗装) 6条(勾配) 7条(歩道等と車道等の分離) 8条(高さ) 9条(横断歩道に接続する歩道等の部分) 10条(車両乗入れ部) 11条(立体横断施設) 12条(エレベーター) 13条(傾斜路) 14条(エスカレーター) 15条(通路) 16条(階段) 17条(高さ) 18条(ベンチ及び上屋) 19条(乗降場) 20条(傾斜路の勾配) 21条(歩行者の横断の用に供する軌道の部分) 22条(障害者用駐車施設) 23条(障害者用停車施設) 24条(出入口) 25条(通路) 26条(エレベーター) 27条(傾斜路) 28条(階段) 29条(屋根) 30条(便所) 31条 32条 33条(案内標識) 34条(視覚障害者誘導用ブロック) 35条(休憩施設) 36条(照明施設) 37条(防雪施設)	参酌	47条(章名 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準) →規則委任規定	全部	

9月補正予算案の概要について

平成24年9月14日
河川砂防課

1 予算概要

9月補正予算として、以下の観点により予算を計上する。

- ・ 7月豪雨等により被害が発生し、次期出水期に向け緊急的な整備が必要な箇所
- ・ 流下能力が不足しており、河道掘削によって早急に断面を確保する必要がある箇所
- ・ 施設の機能改善のため、緊急に対応を要する箇所

2 予算内訳

事業名	事業費(千円)	事業概要	箇所数
県単河川改良事業	539,000	護岸工、排水樋管工、橋梁下部工、流木止め工(ダム)機能改善等	18
県単河川等環境維持修繕事業	76,000	河道掘削工、排水樋門補修等	14
県単砂防事業	104,000	急傾斜地崩壊対策工、護岸工、河道掘削工等	9
合計	719,000	合計	41

3 主な事業内容



県単河川改良事業 三種川(三種町)
築堤工(特殊堤)



県単河川改良事業 小阿仁川(北秋田市)
築堤・排水樋管



県単河川等環境維持修繕事業 七滝川(横手市)
河道掘削工



県単砂防事業 浦志内川(鹿角市)
護岸工

9月補正予算案の概要について

平成24年9月14日
港湾空港課

1 予算概要

事業名	事業費(千円)	事業概要
県単港湾整備事業	3,960	①侵入防止柵改修(ふ頭保安機能の確保) ②外港上屋鉄骨補修(災害復旧事業関連)
マリーナ施設補修費	13,500	①浮棧橋補修(災害復旧事業関連) ②大型艇棧橋設置(海フェスタ関連)
空港環境整備対策事業 (緊急雇用基金)	14,803	①秋田空港 H24.10~H24.12 6人×20日=120人日 ②大館能代空港 H24.10~H24.12,H25.3 18人×30日=540人日
	債務負担 37,639	①大館能代空港 H25.4~H25.8 18人×100日=1800人日

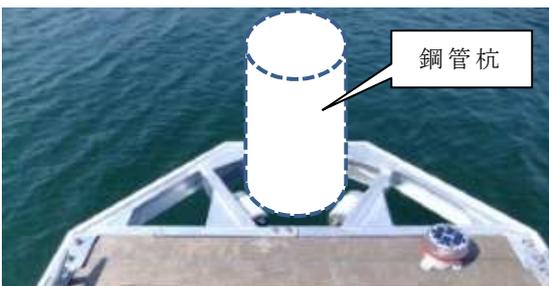
2 事業内容



県単港湾整備事業(秋田港)
侵入防止柵(大浜3箇所、向浜1箇所)



県単港湾整備事業(秋田港)
外港上屋(内部鉄骨の再塗装)



マリーナ施設補修費(男鹿マリーナ)
大型艇浮き棧橋用鋼管杭設置2本



空港環境整備対策事業
伐木(熊侵入対策)

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について

平成24年9月14日

建築住宅課

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に伴い、普通県営住宅又は改良住宅に入居するための条件を定める等の必要がある。

2 内容

- (1) 普通県営住宅又は改良住宅に入居することができる世帯のうち、特に居住の安定を図る必要がある世帯（以下「裁量階層世帯」という。）の対象範囲について定めることとする。（第7条及び第9条関係）
- (2) (1)に該当する者に係る普通県営住宅又は改良住宅に入居するための収入の上限額を普通県営住宅にあつては25万9千円（現行21万4千円）、改良住宅にあつては15万8千円（現行13万9千円）に引き上げることとする。（第7条及び第9条関係）

なお、政令で示された基準と条例等規定事項の対応状況は、別添参考資料のとおりであり、「公営住宅法」により条例で定めることとされている裁量階層世帯の範囲については、政令と同様の基準を県規則で定める予定である。

3 パブリックコメントの結果

平成24年7月から8月の期間に実施したが、意見は提出されなかった。

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。

[根拠法]

○公営住宅法（昭和26年法律第193号）

（入居者資格）

第23条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

○公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）

（入居者資格）

第6条 法第23条第1号イに規定する政令で定める金額は、25万9千円とする。

2 法第23条第1号ロに規定する政令で定める金額は、15万8千円とする。

○住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）

（公営住宅法に基づく政令の準用）

第12条 法第29条第1項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項中「25万9千円」とあるのは「15万8千円」と、同条第2項中「15万8千円」とあるのは「11万4千円」と読み替えるものとする。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案

【国基準】 ●公営住宅法施行令(公営住宅法23条) <改正政令公布日:H23. 12. 26>				
条(見出し)	従標参	条(見出し)	規則委任	独自基準
公営住宅法23条1号イから、普通県営住宅に入居することができる世帯のうち、特に居住の安定を図る必要がある世帯(裁量階層世帯)の対象範囲について条例委任 上記条例委任に合わせ、普通県営住宅に係る同居親族要件の規定整理	-	7条(普通県営住宅の入居者の資格)	一部	
公営住宅法施行令6条1項(入居者資格)・・・裁量階層世帯の普通県営住宅入居の際の収入の上限。 →当該上限の金額以下で条例で定める金額(条例委任)	-	7条(普通県営住宅の入居者の資格)		金額変更
公営住宅法施行令6条2項(入居者資格)・・・一般低所得者(本来階層)世帯の普通県営住宅入居の際の収入の金額 →当該金額を参酌して、6条1項で定める金額以下で条例で定める金額(条例委任)	参酌	7条(普通県営住宅の入居者の資格)		
【国基準】 ●住宅地区改良法施行令(住宅地区改良法29条) <改正政令公布日:H23. 12. 26>				
住宅地区改良法29条1項で準用する公営住宅法23条1号イから、改良住宅に入居することができる世帯のうち、特に居住の安定を図る必要がある世帯(裁量階層世帯)の対象範囲について条例委任 上記条例委任に合わせ、改良住宅に係る同居親族要件の規定整理	-	9条(改良住宅の入居者の資格)	一部	
住宅地区改良法施行令12条(公営住宅法に基づく政令の準用)・・・裁量階層世帯の改良住宅入居の際の収入の上限。 →当該上限の金額以下で条例で定める金額(条例委任)	-	9条(改良住宅の入居者の資格)		金額変更
住宅地区改良法施行令12条(公営住宅法に基づく政令の準用)・・・一般低所得者(本来階層)世帯の改良住宅入居の際の収入の金額 →当該金額を参酌して、住宅地区改良法施行令12条により読み替えられた公営住宅法施行令6条1項で定める金額以下で条例で定める金額(条例委任)	参酌	9条(改良住宅の入居者の資格)		

秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める 条例案について

平成24年9月14日
建築住宅課

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に伴い、普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める必要がある。

2 内容

- (1) 普通県営住宅及び共同施設の整備に当たって考慮すべき基本的事項について定めることとする。（第2条～第4条関係）
- (2) 普通県営住宅及び共同施設の敷地の整備基準を定めることとする。（第5条及び第6条関係）
- (3) 普通県営住宅の整備基準を定めることとする。（第7条～第13条関係）
- (4) 共同施設の整備基準を定めることとする。（第14条～第17条関係）

なお、省令で示された基準と条例等規定事項の対応状況は別添、参考資料のとおりであり、「公営住宅法」により条例で定めることとされている普通県営住宅の整備基準のうち知事が定める措置については、国土交通大臣告示と同様の基準を、知事が定めて告示する予定である。

3 パブリックコメントの結果

県民に義務を課し、又は権利を制限する条例ではないため、実施していない。

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとする。

[根拠法]

○公営住宅法（昭和26年法律第193号）

（整備基準）

第5条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 略

○公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）

（趣旨）

第1条 この省令は、公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を事業主体が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

秋田普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例案

【国基準】

●公営住宅整備基準(公営住宅法5条①、②)
 <改正政令公布日:H23. 12. 26>

章	条(見出し)	従標参	章	条(見出し)	規則委任	独自基準
第一章 総則	1条(趣旨)		第一章 総則	1条(趣旨)		
	2条(健全な地域社会の形成)	参酌		2条(健全な地域社会の形成)		
	3条(良好な居住環境の確保)	参酌		3条(良好な居住環境の確保)		
	4条(費用の縮減への配慮)	参酌		4条(費用の縮減への配慮)		
第二章 敷地の整備基準	5条(位置の選定)	参酌	第二章 普通県営住宅及び共同施設の敷地の整備基準	5条(位置の選定)		
	6条(敷地の安全等)	参酌		6条(敷地の安全等)		
第三章 公営住宅等の基準	7条(住棟等の基準)	参酌	第三章 普通県営住宅の整備基準	7条(住棟等)		
	8条(住宅の基準)	参酌		8条(住宅)		
	9条(住戸の基準)	参酌		9条(住戸)		
	10条(住戸内の各部)	参酌		10条(住戸内の各部)		
	11条(共用部分)	参酌		11条(共用部分)		
	12条(附帯施設)	参酌		12条(附帯施設)		
				13条(借上げに係る普通県営住宅の適用除外)		
	13条(児童遊園)	参酌	第四章 共同施設の整備基準	14条(児童遊園)		
	14条(集会所)	参酌		15条(集会所)		
	15条(広場及び緑地)	参酌		16条(広場及び緑地)		
16条(通路)	参酌	17条(通路)				